

学校法人北里研究所人権侵害防止相談員細則

平成17年12月16日制定

平成18年10月 1日改正

平成20年 4月 1日改正

平成27年 4月 1日改正

平成28年11月 1日改正

2024年 1月16日改正

(目的)

第1条 この細則は、学校法人北里研究所人権侵害防止委員会（以下「委員会」という。）
規程第9条第2項に基づき人権侵害防止相談員（以下「人権相談員」という。）に関し、
必要な事項を定める。

(任務)

第2条 人権相談員は、学生、職員等からの相談等に対応する。

2 人権相談員は、相談者の意思を尊重しながら、また、関係部門の協力のもと、相談者
と共に解決方法を考える。

3 人権相談員は、申立てがあった場合、その内容を所定の人権侵害申立書により、委員
会委員長に報告する。

(構成)

第3条 人権相談員は次のとおりとし、委員会委員長の指名による。

- (1) 白金キャンパスから 5人から7人
- (2) 相模原キャンパスから 12人から15人
- (3) 十和田キャンパスから 4人から5人
- (4) 新潟キャンパスから 3人
- (5) 北本キャンパスから 3人

(任期)

第4条 人権相談員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 人権相談員に事故のあるとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残
任期間とする。

(人権相談員の公表)

第5条 人権相談員の所属、氏名、連絡先は学内において公表する。

2 連絡先は人権相談員本人が了承した範囲において明示する。

(秘密保持)

第6条 人権相談員は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、任期中及び退任後も
知り得た内容について守秘義務を負う。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、委員会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（北学総第2023-12912号）

（施行期日）

この細則は、2024年4月1日から施行する。